

# 実名報道と匿名報道の社会的役割 ——「国民の知る権利」と「少年法61条・推知報道の禁止」——

内 藤 正 明

## 序論

「個人情報保護法」が施行されて2007年4月で2年が経過した。この間、「個人情報保護法」は個人のプライバシーの保護に有効に作用してきたが、個人の持つ多種多様な情報、例えば「個人の名前とか住所など」時と場合によっては一般社会に開示されるべきものから逆に「個人の預金口座や人によっては犯罪歴など」外部とは遮断し完全に個人の秘匿に属するものまで諸々の情報が「個人情報だから」という一言で「秘密にすべきもの＝名前を明らかにしない」という一つの括りの中に入れて現代社会に「国民の知る権利を狭めた」という歪みを生じさせている事実も否定できない。この個人情報を分析すると個人を特定し識別し認識する「実名・匿名」というカテゴリーがその頂点に存在することが判る。「実名・匿名」の問題がメディアに注目された最近の出来事に2005年12月に閣議決定された「犯罪被害者基本計画」がある。この計画では被害者の「実名・匿名」発表は警察の判断に委ねられたがメディアにとってこのことは「国民の知る権利」ひいては「表現の自由」が侵されるという警戒感がある。個人情報の保護の必要性が現代の情報化社会の中で叫ばれ早急に解決すべき情報の漏洩、無断使用、濫用に対処しようと「個人情報保護法」が登場した。しかし「実名・匿名」問題はこうしたネット社会の産物として登場する以前から「少年犯罪の報道上」の問題として論議されてきた経緯がある。「個人情報保護法」における「実名・匿名」問題と少年犯罪の容疑者に対する「実

名・匿名」問題は原点において「国民の知る権利」に直結する問題ではあるが社会に及ぼす影響としては「似て非なるもの」でありそれぞれに大きな課題を私たち市民に投げ掛けている。前者は個人情報保護法の保護すべき個人情報とは何なのか、個人情報すべてがプライバシー権で保護されるものではないという基本認識に欠けたことによる混乱である。事例として「個人情報保護法」が施行された直後に発生し107人の死者と560人を越える負傷者を出した「JR 福知山線列車脱線転覆事故」を挙げることができる。この事故では被害者家族からの身元確認の問い合わせに対して一部の医療機関が「個人情報保護法」を盾に回答を拒否したとされている。「個人情報保護法」に対しての誤った認識が指摘される。片や少年犯罪における実名・匿名の問題は2006年8月山口県で起きた「徳山高専女子学生殺害事件」の容疑者が19歳という未成年であったことから少年犯罪の「匿名報道・実名報道」すなわち少年法61条（推知報道の禁止）に関連する問題として社会に提示された。徳山高専女子学生殺害事件についての問題は「実名報道」の立場に立てば憲法21条が保障する「表現の自由と国民の知る権利」が「少年法61条」に優位するとする主張が理論的な根拠となり「匿名報道」の立場に立つならば憲法21条「表現の自由・国民の知る権利」に対しそれとは異なった価値観である「少年法61条すなわち犯罪少年の名前を伏せ少年の矯正と更生に期する。」とする考え方が「表現の自由と国民の知る権利」に優位するとする主張の根拠となっている。「徳山高専女子学生殺害事件」の事件報道においてはそれぞれのメディアが「実名報道、匿名報道」の問題についてどういったスタンスに立ったのか注目された。メディアによってスタンスが異なったことについて日本の民主主義の成熟度を計るバロメーターの一つに「言論の多元化」を挙げるならばそれは日本のジャーナリズムの健全性を示していると捉えることができる。本文では事件報道などを参考に「実名」という個人情報がメディアを通して果たす社会的役割と弊害及び「匿名すなわち氏名をメディア上に明らかにしない」ことが果たす社会的役割を比較考察してみたい。初めに2006年8月山

山口県周南市で起きた「徳山高専女子学生殺害事件」を取り上げ、自殺した19歳の容疑者について「匿名報道」と「実名報道」の両面から誰もが持つ名前という個人情報のメディア上での意味合いを「表現の自由と国民の知る権利、片や少年の矯正と更正」という法理念上相対立する価値観から考えてみたい。

## 本論

### 1、メディアが記した実名記事、匿名記事

#### 山口県徳山高専女子学生殺害事件

2006年8月山口県周南市にある徳山高専の研究室で20歳の女子学生が殺害され発見された。容疑者は同じ研究室で学ぶ19歳の少年と判明し警察から全国に指名手配された。少年法61条は20歳未満の少年が犯した犯罪について氏名、年齢、職業、住居、容ぼうなどにより本人であることを推知する（推し測って知る）ことができるような記事または写真を新聞紙その他の出版物上に掲載することを禁止している。「推知報道の禁止」である。但しこの規定に違反した場合の罰則はない。指名手配されていた少年は事件発生から10日後に自殺して発見された。この事実を報道するにあたってメディアは容疑者の氏名を「実名で報道するメディア」と「匿名で報道するメディア」とに分かれた。本文ではメディアが実名で報じた記事、匿名で報じた記事、それに各メディアが実名又は匿名を選択した理由を新聞紙面から紹介し「匿名報道することで社会が失うもの」「実名報道することで社会が失うもの」を私たちコミュニケーション社会において伝達表現の必要な要素である5W1Hを基に考えてみたい。

#### 実名記事

読売新聞2006年9月8日引用——山口県周南市の徳山工業専門学校で土木建築工学科5年〇〇〇〇さん・紙面は実名表記（20歳）が殺害された事件で、県警の捜査本部は7日、殺人容疑で指名手配していた同級生で、同じ

研究室に所属する〇〇〇〇容疑者・紙面は実名表記（19歳）の遺体を、同市に隣接する同県下松市の山中で発見した。司法解剖の結果によると、死後10日ほど経過しており、そばの二本の木にロープが掛かっていたことから、逃走直後に首吊り自殺したとみている。県警は容疑者死亡のまま書類送検する方針。遺書は見つかっておらず、動機などの説明は困難になった。――

## 匿名記事

**毎日新聞2006年9月8日引用**――学校の研究室で悲劇が起きた山口県周南市の徳山高専女子学生殺害事件は、殺人容疑で指名手配されていた同級生の男子学生（19歳）の自殺という最悪の結果となった。事件から10日。密室で起きた凶行の動機や真相はその口から語られることなく、闇の中に消えた。学生はあと3ヶ月で20歳。10代最後の夏突然の暴走と行方をくらました末の死に、被害者の遺族や友人、教職員らは行き場のない怒りや悲しみに包まれた。――

## 2、実名報道したメディアと匿名報道したメディアの分類

徳山高専女子学生殺害事件で容疑者として指名手配されていた19歳の少年が自殺して発見された。この事実は少年の実名を使って報道したメディアと匿名で報道したメディアに分かれ全国を駆け巡った。各メディアともジャーナリズム組織としての個々独立を前提に「実名報道、匿名報道」はあくまでジャーナリスティックな自主判断であったことを主張し、その結果が少年法61条を遵守し匿名を続けたメディアと自殺を機にそれまでの匿名から実名に転じたメディアに分かれた形となった。ただ週刊誌の中には容疑者である少年の遺体が見つかる前から写真と実名を使って報道したメディアもあった。実名報道をしたメディアはその理由に、（次の第3章に詳細記事）「少年の死亡により保護更正の目的が失われた、社会的関心の高い重大事件、さらに少年は少年法の年齢上限である20歳に近い」という

理由を主に挙げている。一方匿名を貫いたメディアは「この女子学生殺害事件が果して実名報道するまでの重大事件なのか疑問を呈し、少年法が法の適用を予定している少年は犯罪を犯した少年に限らず更正した少年も含む。その考えから死亡した少年も匿名であるべき」との理由を挙げている。メディアを実名報道をしたメディアと匿名報道をしたメディアに分類すると次のようであった。

- 実名報道——読売新聞・日本テレビ・テレビ朝日・週刊朝日・週刊新潮
- 匿名報道——朝日新聞・毎日新聞・日本経済新聞・TBS

同一事件において実名、匿名となぜメディアが二つに分かれたのか。メディアの言い分を次章に抜粋した。

### 3、実名報道をした理由、匿名報道をした理由 各メディアの言い分

#### 朝日新聞2006年10月24日引用

**実名記事を掲載した「週刊朝日」の言い分**—— 少年の死亡で少年法の保護対象から外れたと考え得ること、事件の凶悪性、19歳という年齢などを総合的に判断し、「国民の知る権利」を優先して実名に切り替えた。実名報道へのこだわりとメディアの存在意義に対する考え方が背景にある。世の中の支配・被支配という関係や機会不平等の根源は情報格差にある。メディアの存在意義はその情報格差をなくすことにある。法理的にも「国民の知る権利」を担保する「表現・報道の自由」は他の基本的人権よりも優越的な地位を占めるとされる。「表現・報道の自由」が民主主義社会の根幹をなすからだ。今回はすでに複数のメディアが実名で報じ、匿名報道で得られる社会的な利益の実効性も失われていた。記者が知り得たことを隠さず伝えること、とくに警察など権力側が握っている情報を広く知らせることは重要だ。それを大原則とし、個々の事例でどう対応するか、各メディアがそれぞれの責任で判断するしかない。ただ、メディアは無謬（むびゅう・誤りが無い）ではない。報道倫理の輪郭は議論を通じて形作られ

る。「知る権利」を優先した判断を読者に問いたいという思いもあった。

#### 朝日新聞2006年10月24日引用

**匿名記事を掲載した「朝日新聞」の言い分**——少年が死亡した後も匿名で報じたのは、実名に変える積極的な理由が見いだせないとしたためだ。朝日新聞は実名報道を原則としているが、少年事件では少年法の趣旨を踏まえ、家裁の審判や起訴前の容疑者の段階から匿名で報道している。だが、少年事件でも死刑が確定して更正・社会復帰への配慮の必要性がなくなった場合は実名で報じ、歴史的な重大事件や容疑者が逃亡中で重大な再犯の恐れが高い場合は実名報道を検討することになっている。今回は少年が死亡したことにより、確かに更正・社会復帰の機会はなくなったが、実際には死刑の確定どころか、刑事手続きとしては逮捕状が出たという「手続きの入り口」にしか至っておらず、死刑の確定とはとうてい同列に論ずることはできない。19歳だった永山則夫・元死刑囚の実名を報じた連続ピストル射殺事件のような「歴史的な重大事件」にも該当しないという結論に至った。さらに少年法の趣旨は当該少年だけではなく、他の更正した少年、あるいは更正途上の少年にもあてはまるという考え方もあり、死亡後も匿名を通した判断は妥当だったと考える。

次に徳山高専女子学生殺害事件における実名、匿名報道の理解を深めるため私達が社会生活を営んでいく上で伝達機能に必要な5W1Hについて考えてみたい。

#### 4、実名報道の原点「5W1H」とメディアの信頼性について

##### メディアの伝達表現にとって如何に5W1Hが重要か

メディアが市民に伝える情報は正確迅速であることが要求される。この要求を充たす重要な要素として5W1Hが挙げられる。5W1Hが私たちのコミュニケーション社会において情報伝達の基本であるということは逆

に考えれば5W1Hが欠けた文章は十分な伝達機能を発揮できないということである。市民がメディアの情報を信頼するのは「5W1Hが正確にきちんとメディア側から市民に伝えられる」という受け手側のメディアに対する信頼性、記事に対する信憑性が存在するからだ。情報の正確さが社会から求められた事例に2007年1月に社会問題化した「納豆にダイエット効果がある」というテレビ放送が「データの捏造」の上に制作されていたことが判明し市民のテレビに対する信頼感が揺らいだことから窺い知ることができる。ここでは5W1Hを題材に序論に掲げた「実名」という個人情報メディアを通して果たす社会的な役割を考えるとともに5W1Hのうち「実名イコールWHO」という個人情報がメディアの信憑性、信頼性を築く中でいかに重要な役割を担っているのか考えてみたい。

## 5W1Hについて

新聞記事、テレビ原稿において5W1Hは次のように理解されている。伝達文章の基本の形としての5W1HとはWHEN（いつ）WHERE（どこ）WHO（誰が）WHAT（何を）WHAT HAPPENED（どうした）HOW（どういうわけで）から組み立てられている。かけだしの記者は火事のニュース原稿を書くことが多い。それだけ火事原稿において5W1Hは必要な伝達要素であって火事原稿の作成の仕方は記者が原稿を書くにあたって基本として先輩から最初に教え込まれる。ここで架空の火事原稿を参考資料として5W1Hの説明をしてみたい。火事原稿は文章スタイルが定型化しているので個々具体的な事実を当てはめていくと火事原稿をつくることができる。テレビ原稿には始めに「リード」と呼ぶ部分がある。リードはこれから伝える情報の要約つまり5W1Hが凝縮されたものである。テレビ原稿の長さが1分とすればこのリードの部分は初めの10秒程度を占める。次いで詳細を報ずる「本記」が始まる。

## 参考資料 テレビの火事原稿（ただし筆者が記した架空記事）

### ①見出しタイトル

「静岡市で朝火事 住宅など10棟全焼」

### ②リード

「今朝、静岡市の住宅密集地で火事があり住宅など10棟を全焼しましたがケガ人はありませんでした。現在、警察と消防で出火の原因を調べています。」

### ③本記

「火事があったのは静岡市中央区山手町の住宅密集地できょう午前7時すぎ会社員静岡太郎さん（55歳）の自宅台所付近から出火し火は折からの強風に煽られて、またたく間に燃え広がりました。このため静岡市消防本部からポンプ車など20台が出勤し消火活動にあたった結果、火は出火から2時間後の午前9時前にやっと鎮火しました。この火事で静岡太郎さんの住宅と隣合わせの飲食店など合わせて10棟1500平方メートルが全焼しました。住民は消防隊の指示で近くの公園に避難して全員無事でした。出火当時静岡さんの家では太郎さんがフライパンを使って朝食の支度をしていました。警察と消防では火事の原因はこのフライパンの油に火が入って燃え広がったものとみて詳しく調べています。」

上記の原稿から5W1Hを拾いだすと以下のようなようになる。

要素1 WHEN・いつ「きょう午前7時すぎ」

要素2 WHERE・どこで「静岡市中央区山手町の住宅密集地」

要素3 WHO・誰 又は WHOSE・誰の「静岡太郎さん」

要素4 WHAT・何を「住宅など10棟」

要素5 WHAT HAPPENED・どうした「全焼した」

要素6 HOW・どういう理由で「火災が発生して」

## 実名報道の大切さ

冒頭に提起した「実名と匿名」がメディアを通して社会的にどういった



役割を果たしていくのかこの火事原稿を参考にして考えてみたい。まずこのニュースでメディアが伝えたかったことについて以下のことが考えられる。ここでは**伝達バリュー**（VOLUE=価値）と名付け伝達価値の高いほうから示すこととする。

ニュースの機能の中でまず挙げられるものに**広報告知機能**がある。視聴者、読者はメディアがもたらす社会情報に接することによって初めて世の中の出来事、動きを知ることができる。ニュースが「社会を映す鏡」と言われる所以である。この火事原稿でメディアから提供される情報それ自体を伝達バリュー1とした。人としての活動のスタートは物事を知ることから始まり、それぞれの価値観（出来事と自分との位置関係など）で行動に移るパターンが一般的なものである。この点を踏まえ火事原稿とそれに伴う行動パターンが「実名・匿名」問題といかに関連するか考察してみたい。

ニュースの機能 = **広報告知機能**

**伝達バリュー 1** 静岡市で火事があって10棟が全焼した。

行動パターン 1 第一に頭に浮かぶことは何か。

ニュース価値は地域によっても異なるが（出来事は自分にとってより身近なものが視聴者、読者の関心を集める）静岡市及び近郊に住む視聴者にとっては火事が発生したという認識の次に火事で全焼した10棟の住人の中に自分と関係のある人間（肉親とか友人知人）が居るのか、居ないのか、彼らの安否を第一に考える。次に安否を確認する行動に移るであろうし、火事見舞いに駆けつける人もいるであろう。

火事とは直接に関係のない視聴者はこのニュースをどう捉えるか。

「静岡市でかなり大きな火事があった」という認識以上の行動に移ることはない。

ニュースの機能 = **注意喚起機能**

**伝達バリュー 2** 火は折からの強風に煽られてまたたく間に燃え広がった。

「冬の強風で火災の発生は怖い。火事を起こさないように注意しよう」という行動意識が視聴者に起きる。

**この火事原稿から実名と本人を推知できる要素を匿名なり白紙状態としたらどうなるか。実名報道がメディアを通して果たす社会的役割を火事と交通違反という身近な例を参考にして考えてみたい。**

5W1Hのうち匿名報道を想定するならば削除されるものはWHO（だれ）に該当する「会社員・静岡太郎さん」それに人物が推知できるという要素を考えるとWHERE（どこ）「静岡市中央区山手町」の表現が匿名とされるであろう。その結果は伝達バリュー1で記した「肉親、友人、知人が火事で焼け出されていないか」という視聴者ニーズにニュースが答えられないという事態が起きる。この原稿は火事原稿であるがこの該当者の実名という個人識別情報の最上ランクに位置する情報が欠けるだけでニュースとしての広報告知機能は半減する。火事の第一報は消防なり警察を発表元として新聞、テレビ各社が集まって構成する社会部記者クラブを經由して各メディアに配信される。もしこの場合極端に匿名性が強調されるならば火事場の映像も放送ができなくなるかもしれない。近年事件現場近くにあつて事件とは無関係な建築物にテレビの画面上でモザイクをかけて個人名の判る看板や建物を不鮮明にさせるカットを見るケースがある。「事件現場の近くに店があつては店のイメージを損ねる」という所有者からの苦情を受けたことが理由と聞く。事の是非は別としてプライバシー権の侵害という理由で社会が匿名化していることも事実である。メディア活動に実名は必要との理解を深めるために架空の火事原稿を参考としたものである。メディア活動に匿名という波が押し寄せた場合それは市民にとって知るべきことを知ることができない、自分の首を自分で絞めるという結果に繋がり兼ねないということを憂慮しなければならない。以上はメディアのいう「表現の自由」に相対する価値観「個人情報・又はプライバシー」がメディアの表現に働いたとしたらどういう影響がでるのか推論したもので

ある。しかし現実問題として匿名性はすでにメディアの言論活動に影を落としているという指摘もある。出来事の発表が匿名でなされた場合に如何にメディアのジャーナリズム活動が制約を受ける可能性があるか実例を提示して読者の理解をさらに深めたい。匿名記事として平成18年8月19日静岡県内に勤務する教諭が神奈川県で起こした交通違反を紹介する。

**朝日新聞・2006年11月22日朝刊引用**——見出し・「車速度50キロ超過・小学教諭を戒告／県教委」——本記・県教育委員会は21日、東名高速で制限速度を時速50キロ以上オーバーして摘発された県東部の小学校教諭（51歳）を、同日付で戒告の懲戒処分にしたと発表した。県教委によると、教諭は8月19日、神奈川県内の東名高速上り線で、最高制限速度時速100キロのところを152キロで運転し、自動速度取り締まり装置により摘発された。10月30日付で罰金8万円と免許停止90日の処分を受けたという。——この原稿で匿名となっているものは何か。

- ① WHO すなわち教諭の氏名②学校の名前が記載されていないことに気づく。記載がないことについて別のメディアは次のように述べた。「県教委は個人情報を中心に学校名、教師の氏名などそれ以上の取材に答えていません」。記事に関する情報は次のように伝達されたと推定される。神奈川県内の東名高速道路上の交通事故等は神奈川県警察本部東名高速隊が所管する。この事犯については東名高速隊が摘発して教諭は略式起訴され横浜地方裁判所から道路交通法違反で罰金と免許停止の処分を受けこの事実を県教育委員会が発表した。しかしメディアは次のことを伝えた。前文再掲「県教委は個人情報を理由に学校名、教師の氏名などそれ以上の取材に答えていません」このワンセンテンスの文章が現在取材現場においてメディアが置かれている立場を如実に表している。この記事は記者が市民にこの事案についてまだ伝えたいことがあって教育委員会に氏名、勤務校を尋ねたが個人情報を理由に回答を拒否されたということである。公務員や教職員には特に高い倫理観が要求される世の中である。名前、勤務先を知ること

よって「どういう状況でスピード違反したのか。上司である校長のコメントも聞きたい。児童に対してどう説明するのだろうか等々尋ねてみたい」そんな記者としての職業意識があったと思う。それが視聴者、読者ニーズに答えることである。国民の知る権利である。こんな小さな記事でさえ実名、匿名というジャーナリズム上の重大な問題を内包している。

以上2つの記事（一つは住宅火災、一つは教師が起こした交通違反）から5W1Hが「国民の知る権利」ひいては「表現の自由」にとって如何に重要であるか理解できる。

メディアが実名報道を原則とする理由はここに存在する。

次に実名報道が権力に対してのチェック機能を持っていることについて述べたい。

## 5、冤罪事件の阻止効果

日本では死刑囚が再審の結果、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件と4件の事件において無罪判決を得た。この中に静岡県島田市で起きた「島田事件」があるが筆者が報道部在籍中に静岡地方裁判所において再審判決が下された。その時の様子を思い出すと静岡地方裁判所の敷地内には無罪判決が下るのか下らないのか全国的に注目される中このニュースをいち早く伝えようとキャスターと解説者が陣取った報道テントが張られ緊迫した。死刑囚を乗せたマイクロバスが裁判所に到着し写真を撮ろうと大勢の記者、カメラマンが押し合い、死刑囚は警備の職員に囲まれて裏口から裁判所の中に入った。一瞬テレビカメラが捉えた死刑囚の表情は小柄で白髪、死刑判決を受けてから30余年という長い年月の間、獄中で死刑執行の恐怖に怯えてきた姿を垣間見た。島田事件は戦後間もない昭和29年3月10日静岡県島田市で幼い女の子が行方不明となって3日後に遺体で発見された事件で、市内に住む当時25歳の青年が事件の犯人として逮捕され裁判

の結果死刑判決を受け収監された。再審の請求がなされる中で「事件当時、彼を横浜で見かけた」という資料に接したというおぼろげな記憶が私の中にあるが今この時点でそのことの信憑性とその資料をどこで目にし耳にしたのか確認の方法がない。島田事件の発生は戦後間もない時期であったためマスメディアも今日ほど発達していなかった。メディアが発達し情報が一瞬のうちに全国に知れ渡る現在にこの種の冤罪事件を置き換えてみれば「犯罪報道が匿名で行なわれると誤認逮捕でもそれを証明する人間が名乗りでない。」という事態が現実化する恐れがある。メディアが実名報道するからこそ「逮捕された彼は事件当時ここに居た。結果現場には居なかった。」というアリバイを証言する人間が名乗りでる可能性がある。このことは実名報道が権力を監視する機能を持ち合わせていることを示している。正確な犯罪事実を実名報道し写真を掲載することによって逆に「この人間にはアリバイあり」との読者、視聴者からの声が法廷に届くことも考えられる。実名報道の権力監視機能である。以上実名報道することの必要性について考察したが次に述べるような事例も起きた。

少年法61条は少年犯罪の報道において少年の氏名とともに少年の容ぼうを掲載することを禁止している。しかし平成9年に神戸市で起きた少年犯罪で写真週刊誌がこの禁止規程を無視して14歳の少年の写真を掲載し社会的な波紋を呼んだ。次の6章は実名報道がメディアにとって絶対的なものかどうか考える判断材料としたい。

## 6、写真週刊誌による中学3年生容疑者の顔写真掲載問題

平成9年6月に神戸市須磨区で11歳の男児が14歳になる中学3年生に殺害された。

殺人と死体遺棄の疑いで逮捕された14歳の中学3年生の顔写真が写真週刊誌に掲載された。

## 掲載された内容

掲載された写真は制服姿の少年の顔が正面から写されたものであった。少年の氏名は掲出されていなかったが父親の職業、家族構成から本人を推知できる記事であった。

## 写真掲載に対する販売店の反応

この写真週刊誌を店頭販売する大手コンビニエンスストアは中学3年生の顔写真掲載に一齐に反発し店頭での発売を中止した。理由として「殺人事件自体は重大な反社会的行為ではあるが容疑者は少年であり、顔写真を掲載することは人権侵害にあたる」と説明し「掲載行為は少年法に違反する」と理由付けた社もあった。

## 写真掲載に対する国の反応

法務省人権擁護局は「人権侵害の疑い」を指摘した。

## 掲載週刊誌の説明

朝日新聞1997年7月9日引用——週刊誌側の取材メモは4ページにわたり、容疑者の逮捕から顔写真掲載に至るまでの経過を説明。編集部内にも強い反対意見もあったものの、「少年のやったことは、少年法の枠を踏み越えている。伝えるなら、その少年の顔をキチンと伝えよう」と、締め切りぎりぎりの6月30日昼過ぎに掲載を決めたとしている。さらに「ただ、一言つけ加えれば、少年法を犯した私たちの方法について、私たちは胸を張っているわけではない。やむをえず、このような方法で表現しなければならなかったことについて、実に遺憾に思う」と説明している。

掲載の是非について朝日新聞は紙面で識者の意見を次のように掲載している。——「いつも権力と対峙し、弱者の側に立つのが、ジャーナリストの矜持ではないのか。」「顔写真掲載の週刊誌の販売を中止した店が続出し、週刊誌側は世論の前に敗北しているのに、その事実を口を閉ざしている」と批評している。

以上、実名報道が社会生活において如何に作用しているか、その有用性

とそれに対しての反論も含め事例を述べた。次に匿名報道が社会に及ぼす影響について見解を述べたい。初めにメディアの実名匿名を判断づける「責任」について考えてみたい。

## 7、メディアにおける匿名性・少年犯罪の責任基準についての考察

メディアにおける取材の対象は政治、経済、社会、外交と多岐に渡るが犯罪報道がメディアの基本であることに変わりはない。犯罪報道の中で匿名の基準を考えるに当たってまず「犯罪」とは何であるのか理解していく必要がある。その中で少年に「責任」を問う意味を考えその延長線上で少年に対する「実名報道」「匿名報道」に言及していきたい。

### 犯罪とは

犯罪が成立するための要件

#### ①・構成要件該当性

事件が犯罪として成立するためには3つの要件が必要となる。列挙すると①「構成要件該当性」②「違法性の存在」③「責任の存在」である。これら3点を「殺人罪」を例に説明したい。①の「構成要件」とは刑法199条に記載されている「殺人罪」の条文そのものと考えることができる。刑法199条には「人を殺した者は死刑又は無期若しくは3年以上の懲役に処する」と規定されている。「構成要件該当性」とは法益を犯す行為（ここで説明している殺人罪の保護法益は人の生命である）が刑法という法律のなかで類型化され示されたものである。（類型化されているとは殺人罪において人を殺すという行為は首を絞めた結果であり、刃物で切りつけた結果であり、ピンで殴った結果であるなどいろいろな手段、方法が考えられるがそれらをまとめて「殺す」という一言に集約したものである。）

#### ②・違法性の存在

②の「違法性」とは前述の構成要件が定める行為が客観的に実行されたこと自体をもって違法性ありとする考え方、刑法論的にいえば客観的違法性論が現在の通説となっている。構成要件自体が規定した「人を殺した」

という客観的事実が存在すればそれはとりあえず「すべて違法」であって「違法性がない」というためには違法性を排除する事由すなわち違法性阻却事由の存在が必要となってくる。違法性阻却事由には法が規定する「法令行為——死刑の執行や母体保護法の中絶行為」「正当業務行為——スポーツ選手が格闘技の試合中に相手にケガを負わせた」「正当防衛——突然に刀で切りつけられたため身の安全を守るために棒で殴り返した」などを挙げることができる。

### ③・責任の存在

③の責任については「責任の本質」と「責任能力」に分けて説明したい。メディアの匿名基準を考えるにあたってのキーワードは「責任能力」である。「責任能力」は法規範であって道徳規範ではない。社会に向かって自分の責任を明確にする、すなわち法律上の責任を負う能力である。ここでは「責任能力」を述べる前に「責任の本質」から話を進めたい。「責任の本質」について「道義的責任論」がある。「道義的責任論」とは行為をする事が法律的に許されず（例えば他人の物を盗むこと）、かつ行為しないこと（他人から盗まないこと）ができたのに、あえて行為をした（盗んでしまった）という倫理的に非難すべき行為を犯罪の成立要件とし、その行為に対して一定の処罰を受け得る立場であることが可能なこと、それが「責任の本質」であるとする刑法上の考え方である。この盗むという行為を思い止まることができたという可能性、そこにある自由意思を前提とした考え方である。この「やる・やらないのうちやるという」自由意思を処罰することに「やったからやり返す」式の観念が刑罰という形で加わった点で「責任の本質」には応報的な考え方が含まれる。「自由意思を処罰する」ことは諺の「ルビコンの橋を渡る」にたとえられる。そこに「責任の本質」の原点が存在するとされる。「ルビコンの橋を渡る」とは古代ローマ時代にシーザーが「さいは投げられた」と言って渡ることが禁じられていたルビコン川を渡り決戦に挑んだことから「重大な決意をして物事を始める」の意味に用いられる。やっちはいけない事を敢えて実行した処に「責任の本質」を求



めているたとえである。応報の観念について窃盗罪の盗むという行為を例に説明したい。刑法・第235条「窃盗罪」——他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役に処する。——「人の物を盗んだらその罰として10年以下の年月刑務所に収監する」ということが応報主義的な考えである。端的にいうならば「責任の本質」とは事の善悪を判断する能力「ルビコンの橋を敢えて渡るのか引き返すのか」であって、「橋を渡るという行為に対し」行為者の自由意志を非難できる場合に犯罪が成立して刑罰という制裁が科せられ、できない場合は犯罪が成立しないということである。「責任の本質」が行為者の意思に依拠するものであるのに対してこれから述べる「責任能力」は犯罪行為に対する抑止能力を法律なりの規範に具体化したものである。「責任能力」に則してメディアは「実名・匿名」の報道基準を設けている。この「責任能力」の中に「実名報道を控える」対象として①未成年—犯罪時に20歳未満の容疑者に対し推知表現の禁止。②精神に障害を持った人間、刑法39条「心神喪失」の刑事責任能力が無いと判断された場合である。ただ匿名と判断される場合においても凶器をもって行方が判らない、さらに社会的な関心事となった悪質重大な事件など実名報道することに社会的必要性がある場合には写真を含めて実名報道をする場合もある。少年法の規定からは20歳以下であってもそれぞれの年齢によって対応が違うことを見ることができる。年齢によって精神年齢の成熟度が加味されている。例えば少年法51条（犯罪少年の処分・死刑と無期刑の緩和）について——罪を犯した時18歳に満たない者に対しては、死刑をもって処断しなければならない時は無期刑を科する——少年法56条3項（犯罪少年の懲役又は禁錮の執行）について——懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳に満たない少年に対しては監獄で拘置し作業をさせることに替えて16歳に達するまでの間、少年院において、その刑を執行することができる。——等である。メディアにおいても年齢の高い低いか実名、匿名に影響を与えている。例えば前述の「徳山高専女子学生殺害事件」の容疑者の実名、匿名記事の中にも少年について「容疑少年は19

歳。あと3ヶ月で20歳」という記述表現が使われ実名報道したメディアの言い分には「少年は19歳であって少年法適用の上限である20歳に近い」との理由を挙げている。メディアにおいて20歳未満の少年が犯した犯罪を成人の犯罪と別格とする根底には国の規範として20歳未満の少年は「善悪の判断基準が未成熟」という責任能力についての考え方に則したものがある。これをメディア上に掲載する基準としつつ尚且つ18歳19歳という年齢の相違が実名報道、匿名報道に影響を与えている。20歳未満をひと括りということではない。少年犯罪では年齢の上限20歳に近いか否かという要素がメディアの実名報道、匿名報道の判断材料になっている。20歳未満の者は成人と比較して事の善悪の判断力が未成熟であるが年齢が低くなるほど成熟度は低くその限界として刑法41条（刑事責任年齢）——14歳に満たない者の行為は、罰しないと規定される。前章で「写真週刊誌による中学3年生容疑者の顔写真掲載」問題を取り上げたが刑法41条の刑事責任年齢14歳と写真掲載された容疑者が中学3年生14歳と同じ年齢であることを考えるとメディア上での掲載基準20歳以上という基本線から余りにも掛け離れた週刊誌の写真掲載がはたして適切であったのか再考の余地があるのではないだろうか。メディアとして少年法の趣旨にもう一度立ち戻りそれでもなおかつ「表現の自由・国民の知る権利」が優先するか検証する必要性もあるのではないだろうか。安易な実名報道は避けたい。

## 8、匿名報道の原点「少年法」を考える

7章において少年犯罪の匿名の根拠を「責任能力」すなわち犯罪行為に対する抑止能力を年齢で定め法規範化したものに置くとの見解を述べたが8章においては犯罪を犯した少年が成人と比較してどういう形で司法的な処遇を受けるのか、9章では少年法61条（推知報道の禁止）になぜ罰則規程が存在しないのか考察してみたい。罰則規程が存在しないのは少年法61条がメディアに対しての単なる指導規定、倫理規定だからであろうか。法の制定にあたってそこにはどういった考え方が存在していたのか筆者の意

見を紹介したい。考察するにあたってまず少年法の根底に流れる考え方が「教育刑」であることを理解したい。この理解を進めるため以下少年法の理念が色濃く表れている条文を抜粋した。少年の更正、矯正が条文の端々に表れていることに注目したい。

## 法律の目的

第1条——この法律は、**少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対しては性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに**、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

第2条——（少年）この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは満二十歳以上の者をいう。

## 少年犯罪に対する手続き

### 家庭裁判所送致まで

第41条・第42条（司法警察官による送致並びに検察官による送致）——警察官は、少年犯罪で罰金刑以下の犯罪の疑いがある少年を家庭裁判所に送致しなければならない。禁錮以上の刑に当たる疑いのある事件については検察官に送致しなければならない。**検察官は、少年犯罪について疑いのある少年を家庭裁判所に送致しなければならない。**

### 家庭裁判所による調査

第8条（事件の調査）——家庭裁判所は事件について調査しなければならない。家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、少年、保護者又は参考人の取り調べその他の必要な調査を行わせることができる。

第9条（調査の方針）——**調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の**

行状、経歴、素質、環境等について医学、心理学、教育学、社会学等専門的知識を活用するよう勤めなければならない。

## 家庭裁判所の審判

第22条（審判の方式）——審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。

### 2・審判はこれを公開しない。

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致する。

起訴された少年に対するその後の手続きの流れは、成人の場合とほぼ同様である。

家庭裁判所から事件の送致を受けた検察官は、原則として公訴を提起しなければならない。

## 処分

第51条（死刑と無期刑の緩和）——罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、死刑をもって処断しなければならない時は、無期刑を科する。

2・罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、無期刑をもって処断しなければならない時でも、有期の懲役又は禁錮を科することができる。その場合において、その刑は、10年以上15年以下において言い渡す。

## 第52条（不定期刑）

少年に対して長期3年以上の有期の懲役又は禁錮をもって処断しなければならない時は、その刑の範囲内において、長期と短期を定めてこれを言い渡す。但し、短期が5年を越える刑をもって処断しなければならない時は、短期を5年に短縮する。

2・前項の規定によって言い渡すべき刑については、短期は5年、長期は

10年を越えることはできない。

## 9、少年法第61条（推知報道の禁止）に罰則規程がないことについての考察

**第61条（推知報道の禁止）** 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年の時に犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

少年法の法的分類は刑事手続法である。規定として「推知報道」を禁止している。しかしこれに違反した場合に処罰を受ける定めがない。その理由について考えてみたい。「推知報道の禁止」が憲法21条が保障する「表現の自由」に真正面から対立する掲載制限を規定している点に着目したい。真正面から対立するという点に憲法21条と少年法61条推知報道の禁止との法運用上、法解釈上の整合性が存在するのではないだろうか。対立する構図にありながら二者に共通するものは「表現行為における事前抑制の危険性」についての認識である。憲法21条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。②「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」と規定している。憲法21条1項は表現行為に対しての事前抑制を禁止しているものとの解釈が一般的である。事例を挙げると「名誉毀損と記事の事前差し止め」が争点となった「北方ジャーナル事件」において「事前抑制」につき次のような判断が下されている。**最高裁判所判決・昭和61年6月11日**——表現行為による名誉侵害の場合においては「名誉の保護」と「表現の自由の保障」との調整が必要であり、その規制については憲法上慎重な考慮が必要である。特に、「事前抑制」は広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、「抑止効果が事後制裁に比べて大きい」ことから、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されるべきであり——と判決理由に述べられている。こ

の考え方を根拠に時代を遡<sup>さかのぼ</sup>ると昭和24年1月1日に施行された現行少年法が61条において推知報道の禁止規定を設けつつもなぜその違反に対して罰則規程を設けなかったのかその理由を推測することができる。少年法61条に罰則規定を盛り込んだ場合は憲法が保障する「表現の自由」に対しての「事前抑制」に繋がる可能性が強い。事前抑制が行なわれた場合はジャーナリズム活動が外圧を恐れて萎縮しメディアの健全な発達を期待することができない。終戦後4年という月日を経ずして、また現行の日本国憲法（施行昭和22年5月3日）と時を経ずして施行された現行の少年法は特にこの思いが強く反映されている。表現行為において事前抑制がなされることは極力避けなければならない。自由な言論、言論が多元化し百出するところに民主主義の基盤が築かれる。しかし一方には「少年法61条は禁止規定であるが違反に罰則が設けられていない理由はメディアに対する倫理規定・指導規定であるから」とする考え方があり前述の考えとは理論的な隔りがある。この主張では倫理規定、指導規程の違反に対して罰則設置の可能性が見え隠れする。なぜならば罰則を置くことについての是非の言及がなされていないからである。筆者は少年法61条推知報道の禁止に罰則規定が無い理由を憲法21条、表現の自由を最大限に尊重して表現行為に罰則という「事前抑制」を導入しないというところに求めたが次章では少年法61条は憲法21条に劣後するとした意見を紹介する。

## 10、少年法61条（推知報道の禁止）に対するメディアの考え方

少年法61条（推知報道の禁止）の規定に対しては以下のような意見がメディア内部にある。実名報道は国の最高法規である憲法の21条が保障する「表現の自由」「国民の知る権利」に依拠したものである。「表現の自由」「知る権利」は基本的人権の条項の中でも最上位に位置するものであるとする見解である。結果として犯罪少年の更正、矯正の目的に正当性は認められるが、「表現の自由」「国民の知る権利」を支える「報道の自由」すなわち「実名報道」を行うことは少年法61条より優越的な憲法21条の地位そのも

のから導き出される行為であるとする意見である。憲法21条は少年法61条より基本的に上位法であるとする見解である。上位法下位法の関係から下位法である少年法61条（推知報道の禁止）には罰則規定がないとする。二つ目の理由として実名報道は報道記事の中核的存在であって特に5W1Hの中のWHO（誰が）を欠くことはジャーナリズムの存在意義が問われることになる。故に少年法61条にウェイトを置くということは「知る権利に例外規定を置くという意味において」「国民に必要な情報を提供するというジャーナリズムを骨抜きにするもの」という意見である。さらに少年法61条自体に違反に対しての罰則規程がないことを考えれば61条はメディアに対しての倫理規定であって強制力はないに等しく法的にも存在意義が乏しい。（ただし民事的には推知報道違反の記事掲載からプライバシー権の侵害そして民法709条不法行為に基づく損害賠償請求事案となる可能性を含んでいる）以上少年法61条が憲法21条の規程を上回るか否かは両者を比較して少年法61条の適用は必要やむを得ない場合に限られるとする。必要やむを得ない場合は「表現の自由、国民の知る権利」と「少年の更正、矯正、プライバシーの侵害等」の拮抗であるができ得る限り前者の優越的地位を認めようとする考えである。以上は法律の解釈論としての問題であるが最近、少年犯罪の凶悪化が理由となって「少年といえども懲罰すべし、よって実名報道やむなし」といった、社会防衛論的と受け取られる考え方も少年法61条に対する意見として強く意識されるようになった。実名、顔写真の社会への公表は社会正義を保持する上で必要やむを得ないとした考え方である。少年法61条は罰則規程を持たないために記事掲載違反を直接的に問う裁判例はない。ただ民事事件として少年法61条に違反して週刊誌が推知記事を掲載したため名誉を毀損されプライバシーを侵害され慰謝料を請求された事例がある。続く11章と12章では2件の代表的な裁判例を挙げ憲法21条「表現の自由と国民の知る権利」と少年法61条「推知報道禁止」という相対立する価値観に対し国がどういった司法判断を下しているのか示してみたい。

## 11、少年法61条裁判例その1、長良川リンチ殺人事件報道

平成6年10月、19歳の少年グループによる連続強盗殺人事件が愛知県、岐阜県、大阪府の三府県で発生し4人の若者が殺され容疑者の少年達は逮捕された。法廷における刑事裁判の様子がイニシャルで週刊誌に報道されその中で少年達被告人の法廷内での様子や事件の残虐性それに非行歴などが明らかにされた。週刊誌が販売された段階で成人になっていた被告人の一人が週刊誌に掲載された内容は「少年法61条違反の推知記事の掲載」にあたり名誉を毀損され、プライバシーを侵害されたとしてこの週刊誌を相手どって慰謝料請求の民事裁判を起こした。この請求に対しての裁判所の判断を次に掲げる。

**原審・名古屋地方裁判所判決**・平成11年6月30日——**ポイント**・少年法61条「推知記事掲載の禁止」に違反して掲載が許される場合があるか。——**判断**・少年の保護と将来の更正を考えて本人と推知できるような記事を週刊誌に載せないことよりも、掲載することが明らかに社会的利益を守るといふ特別な理由が存在すれば推知記事は違法性を阻却する。但し本件事案については認められない。——週刊紙側が控訴。

**控訴審・名古屋高等裁判所判決**・平成12年6月29日——**ポイント**・少年法61条の法益は何か。——**判断**・「少年の名誉とプライバシーの他に発達の過程にある少年が健全に成長するための権利」が少年法61条に内在する。週刊紙はこの権利を侵害した。——週刊紙側が上告——

**上告審・最高裁判所判決**・平成15年3月14日——**ポイント**・推知報道が予定する読者の範囲——**判断**・名古屋地方裁判所、名古屋高等裁判所の判決はともに被告人の推定が及ぶ推知報道の読者の範囲を「被告人と面識を有する特定多数の読者並びに被告人が生活基盤としてきた地域社会の不特定多数の読者」とし法廷内での刑事裁判についての記事は推知報道にあたるとした。——これに対して最高裁判所は「推知報道の読者とは被告人と面識のない不特定多数の一般人をも含む概念である」とした。最高裁判所の判断は記事掲載により具体的に被告人を推知できる、より具体的な



犯人像をイメージできる表現が必要であるとし、被告人の週刊誌上での呼び名がイニシャルであったことはこの基準に該当しないと判断した。すなわち推知報道禁止を規定した少年法61条に定める推知情報に当たるためには表現により具体性が必要であるとした。最高裁判所の判断はメディア側が推知報道違反を問われる要件を「より具体的詳細な記述を必要」とする見解であり結果としてメディア側の表現記述をより広い範囲にまで認めたという点においてメディアに対し理解を示したものである言える。

## 12、少年法61条裁判例その2、堺通り魔殺人事件報道

平成10年1月8日大阪府堺市でシンナーを吸っていた当時19歳の少年がバスを待っていた母子と女子高校生を包丁で次々と刺して当時5歳になる幼児を殺害し、母と高校生に重症を負わせ逮捕された。逮捕された少年は大阪家庭裁判所堺支部の審判で検察官送致が決まり殺人と殺人未遂罪などの罪で起訴されたが月刊誌に氏名、住所、職業等本人と判る記事が掲載された。成人した少年は「実名報道を禁じた少年法61条に基づく権利を侵害された」として月刊誌に対し不法行為に基づく損害賠償と謝罪広告を掲載するように求めた。この訴えに対する裁判所の判断は次のようであった。

**控訴審・大阪高等裁判所判決・上告後取り下げ・確定** 平成12年2月29日  
——**ポイント**・少年法61条は少年に実名で報道されない権利を与えているか。犯罪少年に対する実名報道というメディア側の表現行為が正当と見なされるために必要な要件は何か。——**判断**・「少年法61条は、少年の健全育成を図るという少年法の目的を達成するという公益目的と少年の社会復帰を容易にし特別予防の実効性を確保するという刑事政策的配慮に根拠を置く規定であると解すべきであって同条が少年時に罪を犯した少年に対し実名で報道されない権利を付与していると解することはできないし仮に実名で報道されない権利を付与しているものと解する余地があるとしても少年法がその違反者に対して何らの罰則も規定していないことを鑑みると、表現の自由との関係において、同条が当然に優先するものと解するこ

ともできない。表現の自由とプライバシー権等の侵害との調整においては、少年法61条の存在を尊重しつつも、なお、表現行為が社会の正当な関心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー権等の侵害とはならないといわなければならない。

本件事件は悪質重大な事件であって社会的に正当な関心事であった。さらに社会一般の意識としては、報道における被疑者等の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって犯罪事実と並んで重要な関心事であると解されるから、犯罪事実の態様、程度及び被疑者ないし被告人の地位、特質、あるいは被害者側の心情等からみて、実名報道が許容されることはあり得ることであって少なくとも、凶悪重大な事件において、現行犯逮捕されたような場合には、実名報道も正当として是認される。したがって、本件実名報道はただちに少年に対する権利侵害とはならない」——

以上2つの司法判断はメディアの主張に理解を示し「表現の自由」「国民の知る権利」と少年法61条「推知報道の禁止」との妥協点をメディア側に置いたものである。上記2つの判旨を整理すると次のように解釈できる。「長良川リンチ殺人事件報道」においては「少年法61条が禁止した推知報道違反であるためにはメディア側の表現に具体性が必要であり少年と面識を持たない不特定多数の一般の読者にも被告人の人物像をかなり絞り込んで認識できるものでなければならない」とした点が注目される。一方の「堺通り魔殺人事件報道」においては「実名報道の禁止は少年の社会復帰に主眼を置いた刑事政策的な配慮であって少年に対し実名で報道されないという権利を付与したものではない」とし、さらに実名報道が許される場合として「少年が引き起こした事件が悪質重大なものであり社会的に関心を集めるものということを前提に犯罪事実の態様、程度などから実名報道が許されることはあり得る」とした点に注目したい。本文で取り上げている「徳山高専女子学生殺害事件」における容疑者少年の実名報道も少年法61

条（推知報道の禁止）の存在にかかわらず許されるとした根拠である。この判断はその後に少年犯罪における報道指針のひとつとなったがメディア側としては「重大事件とは何かの定義」など議論の積み重ねが必要とされる。視聴者・読者の興味を重視する余り重大事件の「重大」の定義を何をもって推し測るのか、「重大というハードル」が徐々に低くなって本来匿名であるべきものが安易に実名報道される事態は避けなければならない。「徳山高専女子学生殺害事件」において19歳の容疑者少年を匿名で報道した朝日新聞はその理由について記している。——徳山高専女子学生殺害事件が「19歳だった永山則夫・元死刑囚の実名を報じた連続ピストル射殺事件のような『歴史的な重大事件』にも該当しないという結論に至った」——ともあれこの二つの司法判断はメディアの標榜する「表現の自由」と少年法が定める「推知報道の禁止」との妥協点を明確にメディア側に置いたものと言える。

## 結論

これまで「実名報道と匿名報道の社会的役割」をテーマに「表現の自由、国民の知る権利」と「少年法61条・推知報道の禁止」が対立拮抗するケースと妥協点を見出したケースとに分けて双方の立場に立ち論述したがこれまでの要旨を振り返って結論に結び付けたい。

- ① 「徳山高専女子学生殺害事件」について——19歳の容疑者を実名報道したメディアと匿名報道したメディアの紙面、実名とした理由、匿名とした理由。
- ② 実名報道とメディアの信頼性について——報道の原点は「5W1H」がきちんと市民に伝えられることであってメディアの記事の信憑性はそこにある。匿名社会が進むことは「国民の知る権利」を狭める恐れがある。
- ③ 実名報道の役割——犯罪報道において「実名報道」は権力監視機能

がある。

- ④ 実名報道への疑問——神戸市須磨区で起きた児童殺害事件で写真週刊誌による中学3年生容疑者の写真掲載は刑事責任年齢の下限である14歳との関係で果たして市民の理解を得られたのか疑問が残る。
- ⑤ メディアか匿名とする基準について——少年は事の善悪を判断する能力がまだ成長途中であって犯罪を犯した責任を成人と同列に論ずることはできない。
- ⑥ 犯罪少年に対し匿名報道の原点となる「少年法」の解説——少年法は教育刑であり「矯正、更正」が法の主たる目的である。
- ⑦ 少年法61条（推知報道の禁止）に罰則規定が付与されていない理由——憲法21条「表現の自由・国民の知る権利」は少年法61条より上位に位置するとする考え方に対して「少年法61条に罰則規定を設けることは表現の自由及びメディアの活動に対する事前抑制につながりかねない。メディア活動に畏縮を来たす」と考える。
- ⑧ 少年法61条についてのメディアの認識について——憲法21条が少年法61条の上位法であるから少年法61条の適用は必要やむを得ない場合に限られる。
- ⑨ 少年法61条（推知報道の禁止）に対する国の司法判断について——長良川リンチ殺人事件報道と堺通り魔殺人事件報道について被告少年の推定が及ぶ読者の範囲を被告人と面識のない不特定多数の一般人を含むとし、さらに推知情報は具体的なものであることが要件とメディア側の表現記述をより広い範囲に認め、容疑者、被告人の特定は犯罪ニュースの基本的要素であり犯罪事実と並んで重要な関心事であることから犯罪少年の実名報道も許される場合があるとの判断を下した。

以上、実名報道の根拠は「国民の知る権利」に奉仕することにジャーナリズムの存在意義があるという点に集約される。奉仕する、応えるということは「原則としてすべてのことが国民の知る権利の前に完全にオープンであるべきであってその権利を遮蔽するものは排除すべし」というメディ

ア側の論理に繋がる。こうしたメディア側のジャーナリズムに対する思い入れがあるからこそ「知る権利が存在を続けることができる」という主張も理解できる。そこには先の大戦で国民に真実が伝えられなかったメディアの苦い経験が教訓として生きている。「権利は不断の努力によって守られるもの」ということである。国が「知る権利」を侵害するようなことがあってはならない。しかし前述の「写真週刊誌・容疑少年顔写真掲載」問題でこの週刊誌を店頭販売するコンビニエンスストアが店内での販売を拒絶したという事実に加えてメディアはプライバシーの侵害を問われるケースも多い。メディア側の「国民に知らせる」という行為は市民の正常な意識感覚に應えるもの、常識としての範疇に属するものでなければならない。市民感覚からすればこの容疑少年の顔を「見たい気持ちが勝る」といった感情が理性に先行する場合がある。犯罪の残虐性からすればこの事件を起こした少年に対する興味は尽きない。しかし事件を伝える必要性はともかくとして果たして「刑事責任年齢最下限14歳の中学生の顔を掲載する必要があったのか」考えたい。報道活動が市民の正当な知りたいという要求に應えたものか、単に好奇心に應えただけのものなのかメディアは「国民の知る権利」という原点に立ち戻る必要がある。プライバシー権の侵害、過熱取材、データ捏造問題等メディアに節度を求める声強い。読者、視聴者に阿った安易な実名報道は避けたい。メディアには社会の常識的なオピニオンリーダーとしての姿勢が欲しい。メディアの活動とは国民の利益に繋がる事実の探求であって決して覗き見の好奇心を満足させるものではない。メディアに対しての課題が発生する度にメディアの自浄機能が問われるが同じことが繰り返される。メディア自体が本気で解決に取り組まなければならない問題に自浄能力の貫徹と少年法61条の「実名・匿名」問題の市民への啓蒙けいもうがあるのではないだろうか。